

採 点 基 準

「令和7・8年度建築関係コンサルタント名簿（総合評価点順位）」は、沖縄県土木建築部における「令和7・8年度 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請」（以下、「令和7・8年度コンサル入札参加申請」という。）時点の情報を基本とする。ただし、各項に別途記載がある場合はこの限りではない。

I 経営事項

経営事項は、次の項目の合計点が90点を超えない範囲で加算する。

1. 資本金の評価

資本金（自己資金以外）の有無を評価する。

- | | |
|--------|----|
| (1) あり | 5点 |
| (2) なし | 0点 |

2. 営業年数の評価

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 20年未満 | 営業年数×0.5点を点数とする
(小数点以下切り上げ) |
| (2) 20年以上 | 10点 |

3. 年間平均実績高の評価

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| (1) 2千5百万円未満 | 百万円で除した数を点数とする
(小数点以下切り上げ) |
| (2) 2千5百万円以上5千万円未満 | 30点 |
| (3) 5千万円以上1億円未満 | 40点 |
| (4) 1億円以上3億円未満 | 50点 |
| (5) 3億円以上5億円未満 | 60点 |
| (6) 5億円以上 | 70点 |

4. 品質保証の評価

採点表の提出日時点のISO9001、ISO14001の認証取得について、下記のとおり加点する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) ISO 9001 認証取得 | 5点 |
| (2) ISO 14001 認証取得 | 3点 |

5. SDGsの取組の評価

採点表の提出日時点の「おきなわSDGsパートナー」の登録の有無を評価する。

- | | |
|--------|----|
| (1) あり | 1点 |
| (2) なし | 0点 |

6. 研修会受講の評価

設計事務所の開設者又は管理建築士について、沖縄県知事が指定する研修を受講した者について加点する（研修については各社1点を上限として加点）。

- (1) 建築士法第27条の2第7項に基づく「開設者又は管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」（令和2年度から令和6年度の間に1回以上）・・・1点

Ⅱ 技術的事項

技術的事項は、次の項目の合計点が180点を超えない範囲で加算する。

1. 建築関係資格者の評価

「令和7・8年度コンサル入札参加申請」において提出した資格者数を対象として下記のとおり加算する（1人につき各点数を加点）。

ただし、「耐震診断技術者」、「キャスビー建築評価員」及び「建築基準適合判定資格者」は、採点表の提出日時点の資格者数とする。

なお、同一人が一級及び二級の両方の資格を持っている場合は、上位等級の一級建築士の資格のみを採点の対象とする。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 一級建築士 | 3点 |
| (2) 構造設計一級建築士 | 3点 |
| (3) 建築構造士 | 2点 |
| (4) 二級建築士（一級建築士と重複しない場合に限り） | 1点 |
| (5) 建築コスト管理士 | 1点 |
| (6) 建築積算士 | 1点 |
| (7) 建築基準適合判定資格者 | 3点 |
| (8) 耐震診断技術者 | 1点 |
| (9) キャスビー建築評価員 | 1点 |

2. 設備関係資格者の評価

「令和7・8年度コンサル入札参加申請」において提出した資格者数を対象として下記のとおり加算する（1人につき各点数を加点）。

ただし、「省エネ法適合性判定員資格者」及び「技術士」は、採点表の提出日時点の資格者数とする。

なお、同一人が一級及び二級の両方の資格を持っている場合、上位等級の一級の資格のみを採点の対象とする。

- | | |
|--|----|
| (1) 建築設備士 | 3点 |
| (2) 設備設計一級建築士 | 3点 |
| (3) 省エネ法適合性判定員資格者 | 3点 |
| (4) 一級電気工事施工管理技士 | 2点 |
| (5) 一級管工事施工管理技士 | 2点 |
| (6) 技術士（電気電子又は総合技術監理部門（電気電子）） | 2点 |
| (7) 技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部 | |

門若しくは衛生工学部門に係るもの)	2 点
(8) 第一種電気工事士	2 点
(9) 甲種消防設備士	2 点
(10) 電気主任技術者	2 点
(11) 二級電気工事施工管理技士	
(一級電気工事施工管理技士と重複しない場合に限り)	1 点
(12) 二級管工事施工管理技士	
(一級管工事施工管理技士と重複しない場合に限り)	1 点

3. 受賞歴等の評価

平成31年4月1日から採点表の提出日時点までの実績について評価する。

公共建築賞について、同一設計事務所が複数回受賞した場合、点数の高いもの1回を満点とし、それ以外の受賞については点数を半分（小数点以下切り上げ）にして加点する。

沖縄県が主催する設計競技等について、同一設計事務所が複数回受賞した場合、点数の高いもの1回を満点とし、それ以外の受賞については点数を半分（小数点以下切り上げ）にして加点する。設計共同体の場合はそれぞれの設計事務所に加点する。

沖縄県土木建築部優良業務表彰について、同一設計事務所が複数回受賞した場合、初回を満点とし、二回目以降は点数を半分（小数点以下切り上げ）にして加点する。

(1) 公共建築賞（国土交通大臣表彰）	15 点
(2) 公共建築特別賞（国土交通省大臣官房官庁営繕部長表彰）	10 点
(3) 公共建築優秀賞（一般社団法人公共建築協会会長表彰）	5 点
(4) 沖縄県主催公募型設計競技 金賞（最優秀）	5 点
(5) 沖縄県主催公募型設計競技 銀賞（優秀）	3 点
(6) 沖縄県主催公募型設計競技 銅賞（佳作）	1 点
(7) 沖縄県主催公募型プロポーザル方式総合評価での特定者	3 点
(8) 土木建築部優良業務表彰の受賞者	5 点

Ⅲ 地域貢献その他の事項

地域貢献その他の事項は、次の項目の合計点が30点を超えない範囲で加算する。

1. 関係団体の役員経験者

点数は役員であった（ある）者に与えるものとし、その者が採点表の提出日時点に所属する設計事務所に加点する。

同一者が再選により複数回役員になった場合、加点は1回限りとする。

同一者が会長と副会長の両方の役員になった場合、加点は点数の高い会長点の1回限りとする。

一つの設計事務所に役員であった（ある）者が複数いる場合、それぞれの者に加点する。

同一者が2以上の団体の役員であった（ある）場合、それぞれについて加点する。

- (1) 沖縄県建築士会

会 長（令和 2 年度から令和 6 年度まで）	・ ・ ・ ・ ・	5 点
副会長（令和 2 年度から令和 6 年度まで）	・ ・ ・ ・ ・	3 点
(2) 沖縄県建築士事務所協会		
会 長（令和 2 年度から令和 6 年度まで）	・ ・ ・ ・ ・	5 点
副会長（令和 2 年度から令和 6 年度まで）	・ ・ ・ ・ ・	3 点
(3) 沖縄県設備設計事務所協会		
会 長（令和 2 年度から令和 6 年度まで）	・ ・ ・ ・ ・	5 点
副会長（令和 2 年度から令和 6 年度まで）	・ ・ ・ ・ ・	3 点
(4) 日本建築家協会沖縄支部		
支部長（令和 2 年度から令和 6 年度まで）	・ ・ ・ ・ ・	5 点
副支部長（令和 2 年度から令和 6 年度まで）	・ ・ ・ ・ ・	3 点

2. 審査会の委員

点数は委員である者に与えるものとし、その者が採点表の提出日時点に所属する設計事務所に加点する。

同一者が 2 以上の委員会の委員である場合、それぞれについて加点する。

委員が上記関係団体の役員と重複している場合、それぞれについて加点する。

(1) 沖縄県建築審査会委員（令和 5、6 年度）	・ ・ ・ ・ ・	5 点
(2) 沖縄県建築士審査会委員（令和 5、6 年度）	・ ・ ・ ・ ・	5 点
(3) 沖縄県開発審査会委員（令和 5、6 年度）	・ ・ ・ ・ ・	5 点

3. 建築関連表彰者

建築関連表彰者とは、叙勲、褒章、建設事業関係功労者表彰（国土交通大臣表彰）である。その者が採点表の提出日時点に所属する設計事務所に加点する。

同一者が 2 以上の複数の受賞をしている場合、それぞれについて加点する。

(1) 建築関連表彰者（平成27年度から令和 6 年度まで）	・ ・ ・	5 点
--------------------------------	-------	-----

4. 関係団体の会員

採点表の提出日時点の各団体等に所属している者について加点する。

(1) 沖縄県建築士事務所協会会員	・ ・ ・ ・ ・	5 点
(2) 沖縄県設備設計事務所協会会員	・ ・ ・ ・ ・	5 点
(3) 沖縄県建築士会会員（1 人につき）	・ ・ ・ ・ ・	1 点
(4) 日本建築家協会沖縄支部会員（1 人につき）	・ ・ ・ ・ ・	1 点
(5) 日本建築構造技術者協会会員（1 人につき）	・ ・ ・ ・ ・	1 点
(6) 建築設備技術者協会会員（1 人につき）	・ ・ ・ ・ ・	1 点
(7) 日本建築積算協会会員（1 人につき）	・ ・ ・ ・ ・	1 点

5. 推進施策の登録者

沖縄県が推進するそれぞれの判定士について、採点表の提出日時点で登録のある者に加点する（1 人につき各点数を加点）。

(1) 被災建築物応急危険度判定士	・ ・ ・ ・ ・	1 点
-------------------	-----------	-----

- (2) 被災宅地危険度判定士 1 点

6. 法務関係委員等

採点表の提出日時点でそれぞれの委員等として委嘱又は任命されている者について加点する。

- (1) 沖縄県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員又は専門家相談員 1 点
(2) 那覇地方裁判所所属建築専門員 1 点
(3) 沖縄県建設工事紛争審査会委員 1 点